**個人情報保護と人権**

**（１）改正個人情報保護法施行とGDPR**

個人情報の不正流出の原因が、近年、大きく変化している。これまで目立っていた機器の誤操作や内部関係者による不正などの人的要因は減り、ネットを通じた攻撃が大きな脅威になってきた。深刻な漏えい事案においては、コンピューターウイルスとネットへの不正アクセスが主な原因となりつつある。人的なミスや内部関係者の不正に対しては、企業・組織による対策が浸透してきた。他方、ネットを通じた外部からの悪意ある攻撃は、新たな手法が次々に開発されていることなどから、個人情報の漏洩が起きるリスクが高まっている状況にある。

かかる環境変化も踏まえて、2017（平成29）年5月、個人情報保護法の改正法が全面施行された。改正法では、内閣府の外局として「個人情報保護委員会」を設置し、個人情報保護に関する権限を集約して、監督の一元化を図っている。また、センシティブ情報（要配慮個人情報）の取扱いに本人の同意を要求し（2条3項・17条2項・23条2項）、オプトアウト方式（本人が個人データの第三者提供を停止するよう求められる機会を設けた上で、本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供すること）の第三者提供に個人情報保護委員会への届出を義務づけ（23条3項）、小規模事業者も法の適用対象とした。さらには、「匿名加工情報」の定義を新設し（2条9項）、本人の同意なく目的外利用や第三者提供を可能とする枠組みを導入するなど（36条）、実務的に重要な改正が施されている。

国内法に加えて、2018（平成30）年5月25日からは、EU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：GDPR）が施行されている。GDPRによれば、個人データを処理するにあたり、企業は管理者として、①適切な安全管理措置、②目的達成に必要な期間を超えた個人データの保持禁止、③情報漏えい発生72時間以内の監督機関に対する通知等の規制事項を順守しなければならない。また、EU域外への個人データの移転は原則禁止され、拘束的企業準則の策定や標準契約条項の締結等、一定の要件を満たす必要がある。したがって、我が国企業としても、GDPR施行に伴い、その対応を推進していくことが重要かつ喫緊の課題となっている。

**（２）改正法の実務課題**

端末識別ID、位置情報、画像情報、SNSでの書き込みなど、他の情報と組み合わせて個人を特定できる「グレーゾーン情報」の増加には実務的に注意が必要である。個人情報保護委員会のガイドラインによれば、統計情報が個人情報にも匿名加工情報にも該当しないとされるが、どこまで匿名化すれば本人の同意を得ずに外部提供できるのかが判然としない面がある。

また、改正法では、外国にある第三者に個人データを提供する場合、原則として本人の事前同意を要求するが（24条）、経済のグローバル化に伴い、他国への情報移転に一律の規制を課すことは、事業者の業務上の支障やサービスの大幅な低下につながりかねない。さらには、訴訟による保有個人データの開示請求を明文で認めたが（34条1項）、このことにより、事業者側の自主解決の努力に水を指すことにならないかも懸念される（35条参照）。

改正法には、そのほかにも実務的な課題が多い。

**（３）ビッグデータとプライバシー**

最近のスマートフォンやSNSの普及により、ビッグデータのビジネス利用のプライバシー侵害や悪評などのリスクが顕在化しつつある。特に匿名加工情報の法制化に伴い、ビックデータとプライバシーとの関係が重要な課題となっている。

この点、現代的なプライバシー侵害事案では、当該個人の感受性ではなく、「一般人の感受性」を基準としている（最判平成15年9月12日判時1837号3頁「早稲田大学講演会名簿提出事件」）。また、受忍限度を超える場合にだけ、プライバシー侵害が認定される傾向にある（福岡高判平成24年7月13日判例集未登載「ストリートビュー事件」）。

したがって、事業者の側においても、受忍限度を引き上げるためには、できる限り情報の利用目的・使用状況・利便性等の説明をし、情報主体である本人の納得感を得るよう努力すべきであろう。本人の納得感を得られるならば、受忍の許容範囲も拡大するからである。

**（４）われわれ弁護士はどう行動すべきか**

改正個人情報保護法では、これまで適用対象ではなかった小規模事業者も、改正法では「個人情報取扱事業者」として規制の対象となるから、われわれに対する個人情報についての法律相談の件数・頻度は格段に増加している。

また、第三者提供の規制に関しては、大きく改正された。実務への影響として注意すべきは、記録作成義務（25条）、提供を受ける際の確認・記録義務（26条）である。また、匿名加工情報と個人情報の関係や「個人識別符号」（2条1項2号）など、改正法の詳細内容には不明確な部分が残っているため、今後とも具体的なルールづくりに注視しなければならない。

開示請求権の具体的権利性の肯定により（34条1項）、個人情報の保護が私法的に促進される一方、悪質クレーマー等による濫用的な事例も懸念される。個別具体的な事案に接した場合には、弁護士としての衡平感がより求められるであろう。

さらには、EUデータ保護規則の施行に伴い、我が国企業としても、GDPR施行に伴い、その対応を推進していくことが重要かつ喫緊の課題となっている。

以上の状況を踏まえれば、個人情報の保護が問題となる場面がますます増えていくものと思われる。したがって、われわれ弁護士としては、これらの救済申立てや交渉について適切に対応していく必要があろう。